

住まいづくりネットワーク九州・沖縄 設計施工基準

平成27年7月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本基準は、住まいづくりネットワーク九州・沖縄が提供する団体認定住宅として、瑕疵担保責任保険の申込みを行う住宅の設計施工に関する技術的な基準を定めることを目的とする。

(関係規定)

第2条 団体認定住宅は、本基準に定めるものの他、建築基準法その他の建築関係法令及び住宅保証機構(株)が定める設計施工基準の定めによる。

(本基準により難しい事項)

第3条 特殊な建築材料、構造方法を用いる住宅で、本基準の一部の条項により難しい部分がある場合において、住宅保証機構(株)の確認を受けたときは、当該部分については本基準の当該条項を適用しないことができる。

第2章 木造住宅

(基本事項)

第4条 次の各号のいずれかによる。

- (1)外壁を通気構法(壁体内に通気層を設けた構造)とし、第5条に適合する。この場合は、第6条から第12条によらないことができる。
- (2)第5条から第12条に適合する。

(基礎)

第5条 基礎の立ち上がり部分の高さは、地上部分で40cm以上とする。

(防湿)

第6条 床下防湿措置は、次の各号のいずれかによる。ただし、基礎の構造をべた基礎とした場合は、この限りでない。

- (1)防湿用のコンクリートを施工する場合は次のイ及びロによる。

- イ. 床下地面全体に厚さ6cm以上のコンクリートを打設する。
- ロ. コンクリート打設前の床下地面は盛土し、十分に突き固める。

(2)防湿フィルムを施工する場合は次のイ及びロによる。

- イ. 床下地面全体にJIS A6930(住宅用プラスチック系防湿フィルム)、JIS Z1702(包装用ポリエチレンフィルム)若しくはJIS K6781(農業用ポリエチレンフィルム)に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを敷き詰める。
- ロ. 防湿フィルムの重ね幅は15cm以上とし、防湿フィルムの全面を乾燥した砂、砂利又はコンクリート押さえとする。

(床下換気)

第7条 床下空間が生じる場合の床下換気措置は次の各号のいずれかとし、かつ外周部の床下換気孔には、ねずみ等の侵入を防ぐための措置を施す。ただし、基礎断熱工事により基礎の施工を行う場合は、床下換気孔を設置しないこととする。

- (1)外周部の基礎には、有効換気面積300cm²以上の床下換気孔を間隔4m以内ごとに設ける。
- (2)ねこ土台を使用する場合は、土台の全周にわたって、1m当たり有効面積75cm²以上の換気孔を設ける。

(土台)

第8条 木造軸組工法住宅の土台の断面寸法は、柱と同じ寸法以上かつ10.5cm×10.5cm以上とし、12.0cm×12.0cmを標準とする。

- 2 枠組壁工法住宅の土台は、平成13年国土交通省告示第1540号の第三による。
- 3 土台には次の各号のいずれかの防腐・防蟻上有効な措置を行う。
 - (1)JASに定める耐久性区分D1のうち、高い耐久性を有する樹種(例:ひのき、ひば、べいひ、けやき、台湾ひのき、べいすぎ、くり、べいひば、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、ウエスタンレッドシーダー、インセンスシーダー又はセンペルセコイヤ等)を用いた製材及び枠組壁工法構造用製材を用いる。若しくは、これらの樹種を使用した構造用集成材又は構造用単板積層材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材を用いる。
 - (2)JASに定める保存処理性能区分K3相当以上(以下、「K3相当以上の防腐・防蟻処理」という。)の防腐・防蟻処理材を用いる。
- 4 土台に接する外壁の下端には、水切りを設ける。

(柱の小径等)

第9条 木造軸組住宅の柱の小径は次の各号による。

- (1)すみ柱(出すみ、入すみ)の断面寸法は、12.0cm×12.0cm以上とする。

- (2) 通し柱の断面寸法は、12.0cm×12.0cm以上とする。
- (3) 管柱等の断面寸法は、10.5cm×10.5cm以上とし、12.0cm×12.0cmを標準とする。
- 2 すみ柱及び最下層の外壁の柱(室内の見えがかりを除く)に、次の各号のいずれかによる措置を施した場合は、第1項によらず、全ての柱の断面寸法を10.5cm×10.5cm以上とすることができる。
- (1) 外壁の構造を通気層を設け壁体内通気を可能とする構造、若しくは軒の出を90cm以上かつ柱が直接外気に接する構造(真壁構造)とし、次のいずれかの防腐・防蟻措置を施した製材、化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用いる。
- イ. 防腐・防蟻薬剤を用いて工場で処理した防腐・防蟻処理材を用いる場合は、次のいずれかによる。
- a) 製材等のJASの保存処理(K1を除く)の規格に適合するものとする。
- b) JIS K1570(木材保存剤)に定める加圧注入用木材保存剤を用いてJIS A9002(木質材料の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行った木材とする。
- c) (公社)日本木材保存協会(以下「木材保存協会」という。)認定の加圧注入用木材防腐・防蟻剤を用いてJIS A9002(木質材料の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行った木材とする。
- d) a)、b)又はc)以外とする場合は、防腐・防蟻に有効な薬剤が、塗布、加圧注入、浸漬、吹付けられたもの又は防腐・防蟻に有効な薬剤を混入した接着剤を用いた防腐・防蟻処理材とする。(ただし、集成材においては接着剤に混入されたものを除く。)
- ロ. 薬剤による現場処理を行う場合の防腐・防蟻薬剤の品質は、次のいずれかによる。
- a) 木部の防腐措置に使用する薬剤の品質は、木材保存協会認定の薬剤又はJIS K1571(木材保存剤-性能基準及びその試験方法)によって試験し、その性能基準に適合する表面処理用薬剤とする
- b) 木部の防腐措置及び防蟻措置に使用する薬剤の品質は、(公社)日本しろあり対策協会(以下「しろあり対策協会」という。)又は木材保存協会認定の防腐・防蟻剤とする。
- (2) 次のイ～ホいずれかの防腐及び防蟻に特に有効な措置を施した製材、化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用いる。
- イ. 工場内にて機械により継手及び仕口の加工(プレカット)を行った製材に、K3相当以上の防腐・防蟻処理を加圧注入方式により行い、その後乾燥させるための養生を行った製材。
- ロ. K3相当以上の防腐・防蟻処理を施したラミナ(ひき板)を積層接着した構造用集成材。
- ハ. K3相当以上の防腐・防蟻処理を施した単板を積層接着した構造用単板積層材。
- ニ. K3相当以上の防腐・防蟻処理(使用する薬剤は油剤に限る。)を施した構造用単板積層材。
- ホ. K3相当以上の防腐・防蟻処理を施した構造用集成材を使用したもの。(ただし、加圧注入による薬剤の浸潤度が全断面積の80%未満で、加圧注入後に継手及び仕口の加工を行った場合は、当該加工部分に剤を塗布又は吹き付けたものに限る。)

3 枠組壁工法住宅の躯体工事は、平成13年国土交通省告示第1540号の第一から第二及び第四から第七、かつ同告示第1541号の第一から第二に準拠する。

(防腐・防蟻措置)

第10条 地面から高さが1m以内の外壁の軸組及び枠組(土台及び室内側に露出した部分を除く。)の防腐・防蟻措置は、次の各号のいずれかによる。

(1) JASに規定する耐久性区分D1の樹種に区分される樹種(例;ひのき、ひばべいひ、けやき、台湾ひのき、すぎ、からまつ、べいすぎ、くり、ダフリカからまつ、べいひば、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、くぬぎ、みずなら、べいまつ(ダグラスファー)、ウエスタンレッドシーダー、アピトン、ウエスタンラーチ、カブール、ケンパス、セランガンバツ、タマラック、パシフィックコーストイエローシーダー、サイプレスパイン、ボンゴシ、イペ、シャラ、インセンスシーダー又はセンペルセコイヤ等)による製材、枠組壁工法構造用製材を用いる。若しくはこれらの樹種を使用した化粧張り構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用いる。

(2) 壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造とする。

(3) 外壁材を板張りとし、直接通気を可能とする構造とする。

(4) 軒の出を90cm以上とし、かつ、柱が直接外気に接する構造(真壁構造)とする。

(5) 断面寸法12.0cm×12.0cm以上の製材、化粧張り構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用いる。

(6) 次のイ又はロの薬剤処理を施した製材、枠組壁工法構造用製材、若しくはこれらの樹種を使用した化粧張り構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用いる。

イ. 第9条第2項第(1)号のイに適合するもの。

ロ. 第9条第2項第(1)号のロに適合するもの。

2 地面からの高さが1m以内の外壁の木質系下地材(室内側に露出した部分を除く。)の防腐・防蟻措置は、次の各号のいずれかによる。

(1) 外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造とする。

(2) 外壁材を板張りとし、直接通気を可能とする構造とする。

(3) 軒の出を90cm以上とし、かつ、柱が直接外気に接する構造(真壁構造)とする。

(4) 次のイ又はロの薬剤処理を施した製材、構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード(Pタイプ)又はミディアムデンシティファイバーボード(Pタイプ)を用いる。

イ. 第9条第2項第(1)号のイに適合するもの。

ロ. 第9条第2項第(1)号のロに適合するもの。

3 床下地面に講じる防蟻措置は、次の各号のいずれかによる。

(1) 鉄筋コンクリート造のベタ基礎。

(2) 地面に一様に打設したコンクリート(布基礎と鉄筋により一体となったものに限る。)で覆う。

(3) 次のいずれかに掲げる薬剤等を用い、布基礎内周部及び束石の周囲の土壌処理を行う。

イ. 土壌の防蟻措置に使用する薬剤の品質は、しろあり対策協会又は木材保存協会認定の

土壌処理剤、又はこれと同等以上の効力を有するものとする。

ロ. 土壌処理と同等以上の効力がある防蟻効果を有するシートを床下の土壌表面に敷設する工法、樹脂皮膜を形成する方法。

4 枠組壁工法の防腐・防蟻措置は、第1項から第3項に加え、平成13年国土交通省告示第1540号の第八に準拠する。

(浴室等の防水措置)

第11条 浴室及び脱衣室の壁の軸組・枠組等(室内に露出した部分含む。)、床組(浴室又は脱衣室が地上2階以上の階にある場合は下地材を含む。)並びに浴室の天井については、次の各号のいずれかの防水措置を施す。ただし、1階の浴室廻りをコンクリートブロック造の腰壁又は鉄筋コンクリート造の腰高の布基礎とした部分はこの限りでない。

- (1)防水紙、シーリング石膏ボード、構造用合板の特類若しくは1類等、耐水性のある下地材を用いる。
- (2)ビニールクロス等の防水性のある材料で仕上げる。
- (3)浴室ユニットとする。(脱衣室を除く)
- (4)前条1項及び2項による防腐・防蟻措置を施す。

(小屋裏換気措置)

第12条 小屋裏空間が生じる場合の小屋裏換気は次の各号による。ただし、天井面でなく屋根面に断熱材を施工する場合は、この限りでない。

- (1)小屋裏換気孔は、独立した小屋裏ごとに2ヶ所以上、換気に有効な位置に設ける。
- (2)換気孔の有効換気面積等は次のいずれかによる。
 - イ. 両妻壁にそれぞれ換気孔(吸排気両用)を設ける場合は、換気孔をできるだけ上部に設けることとし、換気孔の面積の合計は、天井面積の1/300以上とする。
 - ロ. 軒裏に換気孔(吸排気両用)を設ける場合は、換気孔の面積の合計を天井面積の1/250以上とする。
 - ハ. 軒裏又は小屋裏の壁のうち、屋外に面するものに吸気孔を、妻壁に排気孔を、垂直距離で90cm以上離して設ける場合は、それぞれの換気孔の面積を天井面積の1/900以上とする。
 - ニ. 排気筒その他の器具を用いた排気孔は、できるだけ小屋裏頂部に設けることとし排気孔の面積は、天井面積の1/1600以上とする。また、軒裏又は小屋裏の壁のうち、屋外に面するものに設ける吸気孔の面積は、天井面積の1/900以上とする。
 - ホ. 軒裏又は小屋裏の壁のうち、屋外に面するものに吸気孔を設け、かつ、棟部に排気孔を設ける場合は、吸気孔の面積を天井面積の1/900以上とし、排気孔の面積を天井面積の1/1600以上とする。
- (3)小屋裏換気孔には、雨、雪、虫等の侵入を防ぐための措置を施す。

第3章 鉄筋コンクリート造住宅

(最小かぶり厚さ)

第13条 コンクリートの水セメント比と鉄筋の最小かぶり厚さは、鉄筋の最小かぶり厚さを次表の(A)欄とする場合は、普通コンクリートの水セメント比は55%以下とする。また鉄筋の最小かぶり厚さを次表の(B)欄とする場合は、普通コンクリート(中庸熱ポルトランドセメント及び低熱ポルトランドセメントを使用する場合を除く。)の水セメント比は60%以下とする。

部 位		最小かぶり厚さ		
		(A)	(B)	
直接土に 接しない部分	耐力壁以外の壁 又は床	屋内	20mm	30mm
		屋外	30mm(注)	40mm(注)
	耐力壁、柱、はり 又は壁ばり	屋内	30mm	40mm
		屋外	40mm(注)	50mm(注)
直接土に 接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎 の立ち上がり部分	40mm	50mm	
	基礎(立ち上がり部分及び捨てコン クリートの部分を除く。)	60mm	70mm	

(注)外壁の屋外に面する部位にタイル貼、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあつては、屋外側の部分に限り、最小かぶり厚さを10mm減ずることができる。

(コンクリートの品質等)

第14条 使用するセメント及びコンクリートは、次の各号に定める耐久性上支障のない品質等であること。

(1)鉄筋コンクリート造の部分に使用するセメントは、ポルトランドセメント、フライアッシュセメント又は高炉セメントであること。

(2)コンクリートの品質は、次のイからハまでの基準に適合すること。

イ. コンクリート強度が $33\text{N}/\text{mm}^2$ 未満の場合にあつてはスランプが18cm以下、コンクリート強度が $33\text{N}/\text{mm}^2$ 以上の場合にあつてはスランプが21cm以下であること。ただし、これらと同等の材料分離抵抗を有するものにあつては、この限りでない。

ロ. コンクリート中の単位水量が $185\text{kg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、これと同等以上に乾燥収縮、中性化その他のコンクリートの品質への有害な影響が防止でき、かつ、外的要因の作用が少ないと認められる場合にあつてはこの限りではない。

ハ. 日最低気温の平滑平年値の年間極値が 0°C を下回らない地域以外の地域にあつては、コンクリート中の空気量が4%から6%までであること。ただし、凍結融解作用によってコンク

リートに有害な影響を生じさせないよう、コンクリート中の含水率を高くしない措置その他の有効な措置を講じた場合にあつては、この限りではない。

(沖縄県で建設される鉄筋コンクリート造住宅)

第15条 沖縄県で建設される住宅において、構造耐力上主要な部分の全部又は一部を鉄筋コンクリート造とする住宅の基準は、前条にかかわらず、次項から第3項による。

2 鉄筋コンクリート造とする部分を次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

(1)鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁、床または、又は屋根にあつては屋内側20mm以上、かつ、屋外側30mm以上、耐力壁、柱又は梁にあつては屋内側30mm以上、かつ、屋外側40mm以上とし、直接土に接する壁、柱、床、梁又は基礎の立ち上がり部分にあつては40mm以上、基礎(立ち上がり部分及び捨てコンクリートの部分を除く。)にあつては60mm以上とすること。

(2)使用するセメント及びコンクリートは、耐久上支障のない品質等であること。

第4章 鉄骨造住宅

(使用する鋼材における防錆上有効な措置)

第16条 構造耐力上主要な部分のうち、柱、はり及び筋かいに使用する鋼材は、次の各号による。

(1)最下階の柱脚部分(柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合にあつては当該鋼材のうちコンクリート上端の下方10cmから上方1mまでの範囲の全面をいい、柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合以外の場合にあつては当該鋼材下端から1mまでの範囲の全面をいう。)は、最小厚さが9mm以上でジンクリッチプライマーを全面に1回以上塗布したもの又はこれと同等以上の防錆上有効な措置を講じたもの。

(2)(1)に掲げる部分以外の部分は、最小厚さが9mm以上であるもの又は最小厚さが6mm以上でジンクリッチプライマーを全面に1回以上塗布したもの若しくはこれと同等以上の防錆上有効な措置を講じたもの。

2 構造耐力上主要な部分のうち、柱、はり及び筋かい以外の部分に使用する鋼材は、最小厚さが9mm以上であるもの又は鉛系のさび止め塗料を2回以上全面に塗布したもの若しくはこれと同等以上の防錆上有効な措置を講じたもの。

(防湿)

第17条 第2章木造住宅第6条に準拠する。

(床下換気)

第18条 第2章木造住宅第7条に準拠する。

(小屋裏換気)

第19条 第2章木造住宅第12条に準拠する。

第5章 補強コンクリートブロック造住宅

(セメントの種類)

第20条 充填材として用いるコンクリート等及び目地モルタルに使用するセメントは、ポルトランドセメント、フライアッシュセメント又は高炉セメントであること。

(水セメント比及び鉄筋かぶり厚さ)

第21条 充填材として用いるコンクリート等の水セメント比と鉄筋最小有効かぶり厚さは、鉄筋の最小有効かぶり厚さを次表の(A)欄とする場合は、普通コンクリートの水セメント比は55%以下とする。また鉄筋の最小かぶり厚さを次表の(B)欄とする場合は、普通コンクリート(中庸熱ポルトランドセメント及び低熱ポルトランドセメントを使用する場合を除く。)の水セメント比は60%以下とする。

部 位	最小有効かぶり厚さ	
	(A)	(B)
屋内側の部分	20mm	30mm
屋外側の部分	30mm	40mm

(注)外壁の屋外に面する部位にタイル貼、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあつては、屋外側の部分に限り、最小かぶり厚さを10mm減ずることができる。

2 有効かぶり厚さは、目地部分にあつては(式1)により、それ以外の部分にあつては(式2)により算出し、いずれか小さい値とすること。

$$(式1) D_j/2 + D_e$$

$$(式2) (F_u/21)D_f/2 + D$$

これらの式において、 D_j 、 D_e 、 F_u 、 D_f は次の数値を表す。

D_j : 目地厚さ (単位 mm)

D_e : 充填材として用いるコンクリート等の最小かぶり厚さ (単位 mm)

F_u : フェイスシェルの圧縮強さ (単位 N/mm^2)

Df :フェイスシェルの最小厚さ (単位 mm)
ただし、Deは20mm以上とする。

(コンクリートブロック及び目地モルタルの品質)

第22条 コンクリートブロック及び目地モルタルの品質は、次による。

- (1) コンクリートブロックの圧縮強さは、 $16\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。
- (2) 目地モルタルの水セメント比は、55%以下とする。

(雨水浸透対策)

第23条 外壁の屋外側の部分に、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの措置が講じられていること。

- (1) タイル貼り、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されていること。
- (2) 日本工業規格A6909に規定する防水形外装薄塗材E、複層仕上塗材又は外装厚塗材E、日本工業規格A6021に規定する外壁用塗膜防水材その他これらと同等以上の性能を有するもので仕上げが行われていること。
- (3) (1)又は(2)に掲げるものと雨水の浸透対策上同等の措置であることが確かめられた措置が講じられていること。

(臥梁)

第24条 第3章鉄筋コンクリート造住宅第13条に準拠する。